

愛媛県内自治体 奨学金返還支援取組状況一覧表(R8年度)

地方公共団体名	事業名等	主な申請要件	募集人数	返還支援(開始)の要件	返還支援の上限(総額) (支援の期間・内容等)	ホームページ
愛媛県	愛媛県 中核産業人材 確保奨学金返還 支援制度	・(在学生)申請の翌年度末に大学、大学院を卒業又は修了予定 ・(既卒者)卒業後3年以内に県外から県内へ移住する予定 ・日本学生支援機構奨学金(第一種又は第二種)を貸与中 ・ひめbos宣言事業所認証制度要綱に基づき、愛媛県からひめbos宣言事業所として基本認証もしくは上位認証を受けている事業所または以下の日本標準産業分類のいずれかに該当する事業を営む事業を営む登録企業への就職を希望する者 ○「ものづくり産業分野(建設業、製造業、卸売小売業、土木建築サービス業)」 ○「IT関連分野(製造業、情報通信業)」 ○「観光分野(宿泊業、飲食サービス業、旅行業)」	年度ごと に決定	・登録企業へ正社員として就職 ・1年間の就業 ・1年間の奨学金の返還	117.6万円 (奨学金年間返還額の2/3または16.8万円のいずれか低い額を、就業実績・返還実績に応じ、最長7年間助成)	https://www.pref.ehime.jp/h30580/svougakukinn/henkansenseido.html
	愛媛県 中核産業人材 確保奨学金返還 支援制度(IT人材 確保枠)	・大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する卒業前年次若しくは卒業年次の方又は既卒者で登録企業への就職を希望する方(応募時点で登録企業に雇用されている方を除く) ・情報処理推進機構が定めるITスキル標準レベル2以上の情報処理技術者試験に合格している方 ・日本学生支援機構奨学金(第一種又は第二種)貸与中	年間 20名程度	・登録企業へ正社員として就職 ・1年間の就業 ・1年間の奨学金の返還	141.1万円 (奨学金年間返還額の4/5または20.16万円のいずれか低い額を、就業実績・返還実績に応じ、最長7年間助成)	https://www.pref.ehime.jp/h30580/svougakukinn/it_jinza.html
今治市 【新規受付終了】	今治市奨学金返 済支援事業費補 助金	・独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体、学校、公益法人、営利法人などから奨学金の貸与を受けていること ・大学院、大学、短期大学、専門学校、高等学校、専修学校、各種高等教育機関を卒業もしくは卒業見込みで有ること ・愛媛県内に就職及び居住している、又は愛媛県内に就職及び居住する見込みで有ること	受付終了	・支援対象者が奨学金返済支援を受ける期間、愛媛県域内に居住、かつ、域内の企業(事業所)等(自営業含む)に就業	・就職先や居住先に応じて、月額最大2万円、最長補助期間10年	なし
宇和島市	宇和島市 奨学金返済 支援事業	・高校、大学等の在学中に、奨学金の貸与を受けた者 ・申請年度の前年度以前に奨学金等の返済を開始した者 ・満40歳以下で、本市に住民登録があり、現に居住している者で、引き続き5年を超える期間、本市に居住する意志があること ・国、県及び本市の奨学金返済支援を目的とした補助金等の給付を受けている場合、算定対象期間が重複していないこと	設定なし	・平成27年3月1日以降に就職し、1年以上継続して就労していること(起業、第一次産業従事者を含む) ※雇用形態は問わないが、公務員は対象外。 ・延滞なく奨学金を返済している者 ・市税等の滞納がない者	100万円 (年間上限20万円×5回、交付申請年度の前年度奨学金返済額の2/3を、年度末に認定者あてに支給)	https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/30/soumu123.html
八幡浜市	奨学金返還支援 補助金	次の全てに該当する方が対象。 1. 公務員以外の移住者で、令和5年1月1日以降に八幡浜市に転入し1年以上居住している方 2. 大学等(大学院、大学、専門学校、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校及び高等学校)に進学し、その入学時又は在学期間中に奨学金の貸与を受けた方(本人が貸付けを受けた者に限る。) 3. 奨学金の返還を遅延なく行っている方 4. 申請年度の前年度以前に奨学金等の返還を開始した方 5. 申請年度の前年度において満40歳以下の方 6. 申請から5年以上継続して八幡浜市に居住する意思がある方 7. 次のいずれかに該当する方 ① 令和5年1月1日以降に事業所等(市外も可)に就職し、1年以上継続して雇用されている方 ② 令和5年1月1日以降に起業し、1年以上継続して事業を行っている方 ③ 令和5年1月1日以降に第一次産業(農・林・漁業)に従事し、1年以上継続して従事している方 8. 他の奨学金返済支援を受けていない方 9. 市税等を滞納していない方 10. 生活保護を受給していない方 11. 暴力団、暴力団員等でない方	設定なし	令和5年1月1日以降に八幡浜市に転入し1年以上居住し、次のいずれかに該当する方 ①令和5年1月1日以降に事業所等(市外も可)に就職し、1年以上継続して雇用されている方 ②令和5年1月1日以降に起業し、1年以上継続して事業を行っている方 ③令和5年1月1日以降に第一次産業(農・林・漁業)に従事し、1年以上継続して従事している方	最大100万円 (年間上限20万円×5回) ※年間上限申請年度の前年度で返還した総額(繰上返還した額を含む。)の2/3以内の額(上限20万円)。	https://www.city.vawatahama.ehime.jp/doc/2024040400017/
新居浜市 【新規受付終了】	新居浜市 奨学金返済 支援事業	①奨学金の貸与を受けて、大学院・大学・短大・専修学校専門課程・高等専門学校・高等学校・高等技術専門学校に進学した人 ②奨学金を1年分以上返済済みで、奨学金返済金、市税等に滞納がない人 ③第1回目の交付申請時の年齢が30歳以下で、新居浜市に住民票がある人	受付終了	以下のいずれかを満たす人 (1)平成27年3月以降に市内に本社のある中小企業に就職し、1年以上継続して雇用されている人 (2)平成27年3月以降に市内において起業し、1年以上継続して事業を行っている人 (3)平成27年3月以降に市内において第一次産業に従事し、1年以上継続して従事している人	最大60万円 (20万円/年×3年) 【補助額】 年間奨学金返済額の2/3(最大20万円) 【補助回数等】 1年間に1回、最大3回まで補助(ただし、第1回目交付日から5年を期限とする)	https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/promo/shougakukinnhennsaishien.html
大洲市	大洲市病院事業 奨学金返還支援 制度	大洲市病院事業企業職員の給与に関する規程(平成23年大洲市病院事業管理規程第13号)の適用を受ける職員として採用された日以降において、助成金の交付対象となる奨学制度による奨学金の返還義務を有する薬剤師	設定なし	市立大洲病院職員の正職員の薬剤師として勤務すること	月額5万円以内(最大総額360万円) 市立大洲病院職員として採用された日以降、最初に訪れる奨学金の返還月から起算して10年以内	なし
伊予市	伊予市奨学金返 還支援補助金	・高校、大学等の在学中に、奨学金の貸与を受けた者 ・申請年度の前年度以前に奨学金等の返済を開始した者 ・満35歳以下で、現に伊予市に居住しており、引き続き5年を超える期間市内に居住の意思がある者 ※公務員は対象外	設定なし	・伊予市に居住しており、令和6年4月1日以降に市内の事業所等に1年以上継続して就労している者(起業、一次産業への従事含む) ・延滞なく奨学金を返済している者 ・市税等の滞納がない者	最大100万円 (年間上限20万円×5回) ※補助上限額 1年度当たり、補助対象経費の3分の2を乗じて得た額(千円未満切捨て)又は200千円のいずれか低い額	https://www.city.iyo.lg.jp/kikakuseisaku/syougakukinh.html

愛媛県内自治体 奨学金返還支援取組状況一覧表(R8年度)

地方公共団体名	事業名等	主な申請要件	募集人数	返還支援(開始)の要件	返還支援の上限(総額) (支援の期間・内容等)	ホームページ
久万高原町	町単独奨学金制度(凶荒予備奨学金)	・大学(これに準ずるものを含む)に在学する方 ・学業・人物ともにすぐれ、かつ健康な方 ・学資の支弁が困難であると認められる方 ・本町に本籍があり、親権者の住所及び生活の根拠が町内にある方	設定なし	※返還免除要件 卒業後、5年間地域内に住居を置きかつ地域内企業等に就職	貸与を受けた町単独奨学金(凶荒予備奨学金)の全額	なし
伊方町	伊方町奨学金返還支援助成金	(1)交付申請日の属する年度の前年度の4月1日から交付申請日までの間引き続いて定住し、就業している者又は求職者等 (2)大学等の在学期間中に奨学金の貸与を受けて、自ら返還している者又は交付要綱 第5条第1項(以下、「7.交付要綱」参照)の助成対象者の認定を申請する年度内に返還を開始する者。 (3)奨学金の返還を開始した日(2以上の奨学金を返還する者にあつては、それぞれの奨学金の返還を開始した日のうち最も遅い日)の属する年度の翌年度から起算して20年を経過しない者 (4)交付申請日の属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの間に、地域活動を行っている者 (5)奨学金の返還を滞納していない者 (6)助成対象者及びその世帯員が町税等を滞納していない者 (7)奨学金の返還に係る他の制度による助成金等を受けていない者 (8)伊方町暴力団排除条例(平成23年伊方町条例第20号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者	設定なし	交付申請日の属する年度の前年度の4月1日から交付申請日までの間引き続いて定住し、就業又は求職すること	最大200万円 (年間上限10万円×20年) 【支援額】 助成対象者が交付申請日の属する年度の前年度における奨学金の返還金の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を上限とする	https://www.town.ikata.ehime.jp/sos/hiki/23/21540.html
鬼北町	医療技術者奨学金返還支援事業	・薬剤師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、または栄養士の資格を有する者 ・自己の名義で借り受けた奨学金を利用して免許を取得し、かつ、この奨学金を月賦、半年賦または年賦により自ら返還し、または補助金の交付申請日の属する年度内に返還を開始する予定である者 ・補助金の交付申請日において町長の認定を受けた事業者の経営する医療施設の医療技術者として業務に従事している者 ・奨学金の返還に滞納がない者 ・町税等に滞納がない者 ・鬼北町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でない者	設定なし	・薬剤師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、または栄養士の資格を有すること ・自己の名義で借り受けた奨学金を利用して免許を取得し、かつ、この奨学金を月賦、半年賦または年賦により自ら返還し、または補助金の交付申請日の属する年度内に返還を開始する予定であること ・補助金の交付申請日において町長の認定を受けた事業者の経営する医療施設の医療技術者として業務に従事していること ・奨学金の返還に滞納がないこと ・町税等に滞納がないこと ・鬼北町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと	【薬剤師】 最大160万円 (年間上限20万円×8回) 【看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、栄養士】 最大120万円 (年間上限20万円×6回)	https://www.town.kihoku.ehime.jp/shiki/hoken/23012.html